

軽自動車等の手続きはお済みですか？

原動機付自転車（排気量125cc以下）や小型特殊自動車等について、以下①～⑧のような異動があった場合には、本庁税務徴収課または各支所で手続きが必要です。

- ① 販売店等から購入した ② 知人等から譲り受けた
- ③ 市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている ④ 廃棄した
- ⑤ 知人等に譲った ⑥ 市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている
- ⑦ 盗難に遭った ⑧ 亡くなった方の名義になっている

手続きに必要なもの

異動の事由	販売 証明書	譲渡 証明書	廃車 証明書	標識交付 証明書	ナンバー プレート	印鑑
購入（新規登録）	○					○
譲受（廃車手続き済み）		○	○			○
譲受（廃車手続きなし）		○		○	○	○
転入（廃車手続き済み）			○			○
転入（廃車手続きなし）				○	○	○
ナンバープレート交換				○	○	○
廃車（廃棄、転出、譲渡）				○	○	○
廃車（盗難）				○		○

※代理人による手続きの場合は所有者・使用者のご印鑑、代理人のご印鑑どちらも必要です。

※車台番号のメモや商品カタログ等での登録はできません。必ず譲渡（販売）人の情報記入、押印のある譲渡（販売）証明書をご準備ください。

※盗難の場合は、警察署で盗難届を提出した際の「受理番号」等の記入が必要ですので、控えておいてください。

※災害により使用不可となった原動機付自転車（排気量125cc以下）や小型特殊自動車等も手続きが必要です。

また、ナンバープレートや車両が流されてしまった場合、ナンバープレートが無くても手続き可能です。所有者・使用者の印鑑をお持ちの上、税務徴収課または各支所へお越しくください。

軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪については、下記にお問い合わせの上、手続きをしてください。

※災害により使用不可となった軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪も手続きが必要です。

車両の種類	手続き先
軽自動車 (660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400番地 ☎050-3816-3105
二輪の小型自動車（250cc超のもの） 軽二輪（125cc超250cc以下のもの）	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

申告等の手続きを代行者に依頼したときは、手続きが完了したかどうか確認してください。

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239